

ライオンあくび認定アドバイザーコース受講規約

本規約は、IAMA(間脳エネルギー活性化アソシエーション)(以下、「当団体」といいます。)が認定した、ライオンあくび認定トレーナー(以下、「トレーナー」といいます。)が開催する「ライオンあくび認定アドバイザーコース」(以下、「アドバイザーコース」といいます。)の受講に関する一切について適用されるものとし、アドバイザーコースの受講者(以下、「受講者」といいます。)は、本規約内容の全てに同意の上でアドバイザーコースを受講するものとします。

第1条(アドバイザーコースの内容等)

アドバイザーコースとは、以下に定めるものをいいます。

(1)ライオンあくび認定アドバイザーコース

ライオンあくびの基礎を学ぶコースであり、誰でも受講することができます。受講者は、アドバイザーコースで設定されている全ての講座の受講後1か月の間に、ライオンあくび認定アドバイザーライセンス試験(以下、「認定試験」といいます。)を受験することができ、認定試験合格後、別途定める当団体への加入手続き及び次条に定める認定登録を行うことにより、「ライオンあくび認定アドバイザー」として、「ライオンあくびクラス1」及び「ライオンあくびクラス2」を開催することができます。また、当団体が別途定める有料講座を受講することにより、「Zoomライオンあくびクラス1(ビギナー)及び「Zoomライオンあくびクラス2」を開催することができます。

第2条(認定登録)

受講者が当団体に「ライオンあくび認定アドバイザー」として認定されるための認定登録とは、以下の各号に定める手続きを全て完了させることをいい、認定試験合格後1か月の間に行うものとします。

- (1)受講者が、当団体から認定資格の認定証の付与を受けること。
- (2)当団体と受講者との間で、受講者が認定ライセンスの取得者として活動するための契約を締結すること。
- (3)月額ライセンス料(2021年1月現在、2,200円/月)の支払い手続きを終了すること。

第3条(受講申込)

アドバイザーコースの受講申込(以下、「受講申込」といいます。)は、別途定める方法により行うものとし、受講申込後、次条に定める受講料の支払いをトレーナーが確認した時点で、受講申込を正式に受け付けたものとします。

第4条(受講料)

- 1.アドバイザーコースの受講料(以下、「受講料」といいます。)は、別途定めるものとします。
- 2.受講料は、各コースの開始日前までに支払うものとし、支払い方法は、各トレーナーが定めるとおりとします。
- 3.認定試験料は無料です。ただし2回目以降からは1回につき3,000円の認定試験料が発生します。

第5条(講義の欠席、中止、日程変更等)

- 1.アドバイザーコースの開講後、受講者の都合により講義を欠席する場合、受講者は当該講義前までにトレーナーに電話または電子メールにて連絡するものとします。なお、アドバイザーコースの進行の都合上、当団体が定めた順番どおりに講義を受講いただく必要があるため、講義に欠席した場合は、プライベート補講(受講料22,000円(税込)/2時間。ただし、2時間以上の補講が必要な場合、追加料金(6,600円(税込)/1時間)が発生します。以下、「補講」といいます。)の受講が必要となります。アドバイザーコースの定める全日程の講義を受講していない場合、認定試験を受験することはできません。
- 2.トレーナーは都合により、事前の告知なくやむを得ず予定されていた講義を中止・変更、担当トレーナーの変更をする場合があります。トレーナーの都合により講義が中止・変更になった場合であっても、当初予定されていた講義日の講義受講のために受講生が負担した交通費、宿泊費等の諸経費の補償は行いません。

第6条(受講料の返金)

トレーナーの都合により、アドバイザーコースで予定していた全日程の変更を行った場合のみ、支払い済み受講料の返金をいたします。アドバイザーコース開始後は、いかなる理由であっても支払い済みの受講料の返金を行わないものとします。

第7条(禁止事項等)

- 1.受講者は、アドバイザーコースの受講にあたり、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1)講義中の録音、録画、静止画の撮影
 - (2)講義中の携帯電話、パソコンの使用
 - (3)教室内での物品の販売や勧誘、宗教、政治活動を行った場合
 - (4)その他、講師や他の受講生に迷惑をかける行為
- 2.受講者が前項各号に掲げる行為のいずれかを行ったものとトレーナーが判断した場合、以後の講義受講をお断りする場合があります。その場合、支払い済みの受講料は返金しないものとします。
- 3.受講者は、トレーナーが、当団体のウェブサイト等の掲載のために講義中の様子を撮影することを了承するものとします。

第8条(著作権)

アドバイザーコースの内容の一切(講義で使用する全てのテキスト、チャート、ロゴ、画像、配布物ならびに当団体のウェブサイト、SNSの内容等を指し、以下、「本著作物」といいます。)に関する著作権は、当団体に帰属し、本著作物等の全部又は一部を、自己若しくは第三者の著作物に掲載する行為、自己若しくは第三者のウェブサイトに掲載する等の公衆送信行為、複製・改変等して第三者に頒布する行為、またはその他当団体が別途具体的かつ明示的に許諾した使用範囲を超えて本著作物等を使用する行為を禁止します。

第9条(受講資格の喪失及び認定ライセンスの失効)

受講者が以下の各号のいずれかに該当した場合、以後各コースを受講することはできず、また受講者が取得済みの各認定ライセンスは失効するものとします。

- (1)本規約または法令に違反した場合
- (2)公序良俗に反し、または犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (3)当団体の事前の同意なく、各コースの講座の内容を第三者に開示した場合
- (4)当団体の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- (5)当団体または当団体の関係者に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (6)当団体の活動を妨害する行為等により、当団体の活動に悪影響を及ぼしたと認められる場合

第10条(受講者の損害賠償責任)

受講者は、本規約または法令に違反したことにより、当団体及びトレーナー等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第11条(当団体の損害賠償責任)

当団体及びトレーナーは、故意または重大な過失がある場合を除き、アドバイザーコースの受講に起因または関連して受講者が被った損害を賠償する責任を負わないものとします。

第12条(準拠法)

本規約は、日本国法に基づき解釈されるものとします。

第13条(合意管轄裁判所)

本規約及びアドバイザーコースの受講に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条(本規約の変更)

当団体は、本規約を変更することができます。本規約を変更する場合、当団体は、当団体のウェブサイトにて本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知します。